

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第35号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																																																																																																																
1	<p>(代決)</p> <p>第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>[略]</td> <td>企画室長、総務室長、総合防災室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、<u>医療政策室長</u>、雇用対策・労働室長若しくは<u>競馬改革推進室長</u>又は主管の総括課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、<u>科学 I L C 推進室長</u>、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、<u>医療政策室長</u>、雇用対策・労働室長又は<u>競馬改革推進室長</u></td> <td>政策監、調整監、<u>競馬改革推進監</u>又は当該事務を担当する特命参事、課長（<u>評価課長</u>及び<u>分権推進課長</u>を除く。）、担当課長若しくは特命課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>首席調査監</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総括課長</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特命参事</td> <td>室長があらかじめ指定する職員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>調整監</td> <td><u>分権推進課長</u>又は調整監があらかじめ指定する職員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>競馬改革推進監</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出納指導監</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 出先機関における代決</p>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]			部長	[略]	企画室長、総務室長、総合防災室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、 <u>医療政策室長</u> 、雇用対策・労働室長若しくは <u>競馬改革推進室長</u> 又は主管の総括課長		[略]		[略]			企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、 <u>科学 I L C 推進室長</u> 、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、 <u>医療政策室長</u> 、雇用対策・労働室長又は <u>競馬改革推進室長</u>	政策監、調整監、 <u>競馬改革推進監</u> 又は当該事務を担当する特命参事、課長（ <u>評価課長</u> 及び <u>分権推進課長</u> を除く。）、担当課長若しくは特命課長		[略]			首席調査監	[略]		総括課長	[略]		[略]			特命参事	室長があらかじめ指定する職員		[略]			調整監	<u>分権推進課長</u> 又は調整監があらかじめ指定する職員		競馬改革推進監	[略]		出納指導監	[略]		<p>(代決)</p> <p>第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>[略]</td> <td>企画室長、総務室長、総合防災室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、<u>雇用対策・労働室長</u>、<u>競馬改革推進室長</u>若しくは<u>県産米戦略室長</u>又は主管の総括課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、<u>科学 I L C 推進室長</u>、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、<u>医療政策室長</u>、雇用対策・労働室長、<u>競馬改革推進室長</u>又は<u>県産米戦略室長</u></td> <td>政策監、調整監、<u>ふるさと振興監</u>、<u>地域連携推進監</u>、<u>競馬改革推進監</u>、<u>県産米戦略監</u>、<u>県産米生産振興監</u>、<u>県産米販売推進監</u>又は当該事務を担当する特命参事、課長（<u>評価課長</u>を除く。）、担当課長若しくは特命課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>首席調査監</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>首席ふるさと振興監</td> <td>首席ふるさと振興監があらかじめ指定するふるさと振興監</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総括課長</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特命参事</td> <td>室長又は総括課長があらかじめ指定する職員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>調整監</td> <td>調整監があらかじめ指定する職員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ふるさと振興監</td> <td>ふるさと振興監があらかじめ指定する職員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域連携推進監</td> <td>地域連携推進監があらかじめ指定する職員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>競馬改革推進監</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県産米戦略監</td> <td>県産米戦略室長があらかじめ指定する職員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県産米生産振興監</td> <td>県産米戦略室長があらかじめ指定する職員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県産米販売推進監</td> <td>県産米戦略室長があらかじめ指定する職員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出納指導監</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 出先機関における代決</p>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]			部長	[略]	企画室長、総務室長、総合防災室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、 <u>雇用対策・労働室長</u> 、 <u>競馬改革推進室長</u> 若しくは <u>県産米戦略室長</u> 又は主管の総括課長		[略]		[略]			企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、 <u>科学 I L C 推進室長</u> 、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、 <u>医療政策室長</u> 、雇用対策・労働室長、 <u>競馬改革推進室長</u> 又は <u>県産米戦略室長</u>	政策監、調整監、 <u>ふるさと振興監</u> 、 <u>地域連携推進監</u> 、 <u>競馬改革推進監</u> 、 <u>県産米戦略監</u> 、 <u>県産米生産振興監</u> 、 <u>県産米販売推進監</u> 又は当該事務を担当する特命参事、課長（ <u>評価課長</u> を除く。）、担当課長若しくは特命課長		[略]			首席調査監	[略]		首席ふるさと振興監	首席ふるさと振興監があらかじめ指定するふるさと振興監		総括課長	[略]		[略]			特命参事	室長又は総括課長があらかじめ指定する職員		[略]			調整監	調整監があらかじめ指定する職員		ふるさと振興監	ふるさと振興監があらかじめ指定する職員		地域連携推進監	地域連携推進監があらかじめ指定する職員		競馬改革推進監	[略]		県産米戦略監	県産米戦略室長があらかじめ指定する職員		県産米生産振興監	県産米戦略室長があらかじめ指定する職員		県産米販売推進監	県産米戦略室長があらかじめ指定する職員		出納指導監	[略]	
決裁権者	代決権者																																																																																																																	
	第1順位者	第2順位者																																																																																																																
[略]																																																																																																																		
部長	[略]	企画室長、総務室長、総合防災室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、 <u>医療政策室長</u> 、雇用対策・労働室長若しくは <u>競馬改革推進室長</u> 又は主管の総括課長																																																																																																																
	[略]																																																																																																																	
[略]																																																																																																																		
企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、 <u>科学 I L C 推進室長</u> 、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、 <u>医療政策室長</u> 、雇用対策・労働室長又は <u>競馬改革推進室長</u>	政策監、調整監、 <u>競馬改革推進監</u> 又は当該事務を担当する特命参事、課長（ <u>評価課長</u> 及び <u>分権推進課長</u> を除く。）、担当課長若しくは特命課長																																																																																																																	
[略]																																																																																																																		
首席調査監	[略]																																																																																																																	
総括課長	[略]																																																																																																																	
[略]																																																																																																																		
特命参事	室長があらかじめ指定する職員																																																																																																																	
[略]																																																																																																																		
調整監	<u>分権推進課長</u> 又は調整監があらかじめ指定する職員																																																																																																																	
競馬改革推進監	[略]																																																																																																																	
出納指導監	[略]																																																																																																																	
決裁権者	代決権者																																																																																																																	
	第1順位者	第2順位者																																																																																																																
[略]																																																																																																																		
部長	[略]	企画室長、総務室長、総合防災室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、 <u>雇用対策・労働室長</u> 、 <u>競馬改革推進室長</u> 若しくは <u>県産米戦略室長</u> 又は主管の総括課長																																																																																																																
	[略]																																																																																																																	
[略]																																																																																																																		
企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、 <u>科学 I L C 推進室長</u> 、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、 <u>医療政策室長</u> 、雇用対策・労働室長、 <u>競馬改革推進室長</u> 又は <u>県産米戦略室長</u>	政策監、調整監、 <u>ふるさと振興監</u> 、 <u>地域連携推進監</u> 、 <u>競馬改革推進監</u> 、 <u>県産米戦略監</u> 、 <u>県産米生産振興監</u> 、 <u>県産米販売推進監</u> 又は当該事務を担当する特命参事、課長（ <u>評価課長</u> を除く。）、担当課長若しくは特命課長																																																																																																																	
[略]																																																																																																																		
首席調査監	[略]																																																																																																																	
首席ふるさと振興監	首席ふるさと振興監があらかじめ指定するふるさと振興監																																																																																																																	
総括課長	[略]																																																																																																																	
[略]																																																																																																																		
特命参事	室長又は総括課長があらかじめ指定する職員																																																																																																																	
[略]																																																																																																																		
調整監	調整監があらかじめ指定する職員																																																																																																																	
ふるさと振興監	ふるさと振興監があらかじめ指定する職員																																																																																																																	
地域連携推進監	地域連携推進監があらかじめ指定する職員																																																																																																																	
競馬改革推進監	[略]																																																																																																																	
県産米戦略監	県産米戦略室長があらかじめ指定する職員																																																																																																																	
県産米生産振興監	県産米戦略室長があらかじめ指定する職員																																																																																																																	
県産米販売推進監	県産米戦略室長があらかじめ指定する職員																																																																																																																	
出納指導監	[略]																																																																																																																	

機 関	決裁権者	代決権者	
		第1順位者	第2順位者
広域振興局	[略]		
	県南広域振興局長	当該事務を担当する副局長	他の副局長
	[略]		
	土木センター所長	[略]	
		<u>ダム建設事務所長</u>	<u>ダム建設事務所次長</u>
	ダム管理事務所長	[略]	
[略]			

(副知事の専決事項)

第11条 副知事の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 部長、秘書広報室長及び局長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関する事。
- (2) 部長、秘書広報室長及び局長の旅行命令及び復命書の受理に関する事。
- (3) 部長、秘書広報室長及び局長の休暇その他の服務に関する事。
- (4) [略]

(部長等共通専決事項)

第12条 本庁の部長、秘書広報室長及び局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(4) [略]
- (5) 副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、出納指導監、部付及び局付の休暇その他の服務並びに総括課長、所長、報道監及び調査監の服務に関する事。
- (6)～(12) [略]

2・3 [略]

(企画室長等共通専決事項)

第13条 本庁の副局長、企画室長、総務室長、政策推進室長及び担当技監の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 総括課長及び所長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。
- (2) 総括課長及び所長の休暇に関する事。
- (3) 総括課長及び所長の旅行命令及び復命書の受理に関する事。
- (4)・(5) [略]

2 [略]

(副局長、企画室長、総務室長及び政策推進室長共通専決事項)

第14条 本庁の副局長、企画室長、総務室長及び政策推進室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(15) [略]
- (16) 1件の金額又は見積りの価格500万円未満(法人その他の団体からの場合は、1,000万円未満)の寄附の受入れに関する事。
- (17)～(21) [略]

2 [略]

(総括課長等共通専決事項)

第16条 本庁の総合防災室長、地域振興室長、科学I L C推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、雇用対策・労働室長、競馬改革推進室長、総括課長、所長及び出納指導監の専決できる事項は、次のとおりとする(担当技監を置く部局等の総括課長にあつては、第10号を除く。)

- (1)～(4) [略]
- (5) 首席I L C推進監、特命参事、報道監、防災危機管理監、競馬改革推進監、課長、担当課長及び特命課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。

機 関	決裁権者	代決権者	
		第1順位者	第2順位者
広域振興局	[略]		
	県南広域振興局長	当該事務を担当する副局長	他の副局長であつて局長があらかじめ指定する者
	[略]		
	土木センター所長	[略]	
		<u>整備事務所長</u>	<u>整備事務所次長</u>
	<u>整備事務所長</u>	<u>整備事務所次長</u>	
ダム管理事務所長	[略]		
[略]			

(副知事の専決事項)

第11条 副知事の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 企画理事、部長、秘書広報室長、局長及び理事の超過勤務命令及び休日勤務命令に関する事。
- (2) 企画理事、部長、秘書広報室長、局長及び理事の旅行命令及び復命書の受理に関する事。
- (3) 企画理事、部長、秘書広報室長、局長及び理事の休暇その他の服務に関する事。
- (4) [略]

(部長等共通専決事項)

第12条 本庁の部長、秘書広報室長及び局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(4) [略]
- (5) 副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、出納指導監、部付及び局付の休暇その他の服務並びに参事、総括課長、所長、報道監及び調査監の服務に関する事。
- (6)～(12) [略]

2・3 [略]

(企画室長等共通専決事項)

第13条 本庁の副局長、企画室長、総務室長、政策推進室長及び担当技監の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 参事、総括課長及び所長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。
- (2) 参事、総括課長及び所長の休暇に関する事。
- (3) 参事、総括課長及び所長の旅行命令及び復命書の受理に関する事。
- (4)・(5) [略]

2 [略]

3 本庁の首席ふるさと振興監の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) ふるさと振興監の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。
- (2) ふるさと振興監の休暇その他の服務及び職員の服務に関する事。
- (3) ふるさと振興監の旅行命令及び復命書の受理に関する事。

(副局長、企画室長、総務室長及び政策推進室長共通専決事項)

第14条 本庁の副局長、企画室長、総務室長及び政策推進室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(15) [略]
- (16) 1件の金額又は見積りの価格500万円未満(法人その他の団体からの場合は、1,000万円未満)の寄附の受入れに関する事(税務課の主管に属するものを除く。)。
- (17)～(21) [略]

2 [略]

(総括課長等共通専決事項)

第16条 本庁の総合防災室長、地域振興室長、科学I L C推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、雇用対策・労働室長、競馬改革推進室長、県産米戦略室長、総括課長、所長及び出納指導監の専決できる事項は、次のとおりとする(担当技監を置く部局等の総括課長にあつては、第10号を除く。)

- (1)～(4) [略]
- (5) 首席I L C推進監、特命参事、報道監、防災危機管理監、地域連携推進監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監、課長、担当課長及び特命課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事

(6) 報道監の休暇並びに特命参事、防災危機管理監、競馬改革推進監、課長、担当課長及び特命課長の休暇その他の服務並びに職員の服務に関する事。

(7) 首席 I L C 推進監、特命参事、報道監、防災危機管理監、競馬改革推進監、課長、担当課長及び特命課長の旅行命令及び復命書の受理に関する事。

(8)～(14) [略]

2 [略]

(課長等共通専決事項)

第17条 本庁の課長、担当課長、特命課長、報道監、調査監、防災危機管理監、政策監、調整監及び競馬改革推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(20) [略]

(政策地域部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項)

第22条 政策推進室の分掌事務について、部長、室長、監及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

調整監専決事項

(1) [略]

分権推進課長専決事項

(1) 他の都道府県との連携に関する事。

(2) 地方分権の推進の調整に関する事。

2～4 [略]

5 地域振興室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

県北沿岸・定住交流課長専決事項

(1) 定住交流の促進に関する事。

(2)～(4) [略]

交通課長専決事項

(1)～(3) [略]

6 [略]

(環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第23条 [略]

2 [略]

3 資源循環推進課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

廃棄物対策担当課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 公共関与による廃棄物処理施設に関する事。

[略]

4 [略]

5 県民くらしの安全課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

食の安全安心課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 調理師養成施設の指導に関する事。

(5)・(6) [略]

生活衛生担当課長専決事項

(1) 生活衛生関係営業者及び生活衛生同業組合からの報告徴収並びにその事業所及び事務所の立入検査に関する事。

。 (6) 報道監の休暇並びに特命参事、防災危機管理監、地域連携推進監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監、課長、担当課長及び特命課長の休暇その他の服務並びに職員の服務に関する事。

(7) 首席 I L C 推進監、特命参事、報道監、防災危機管理監、地域連携推進監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監、課長、担当課長及び特命課長の旅行命令及び復命書の受理に関する事。

(8)～(14) [略]

2 [略]

(課長等共通専決事項)

第17条 本庁の課長、担当課長、特命課長、報道監、調査監、防災危機管理監、政策監、調整監、ふるさと振興監、地域連携推進監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(20) [略]

(政策地域部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項)

第22条 政策推進室の分掌事務について、部長、室長、監及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

調整監専決事項

(1) [略]

(2) 他の都道府県との連携に関する事。

(3) 地方分権の推進の調整に関する事。

2～4 [略]

5 地域振興室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

県北沿岸・定住交流課長専決事項

(1) 定住交流の促進に関する事 (地域連携推進担当の主管に属するものを除く。)。

(2)～(4) [略]

交通課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)の規定による同意、報告の徴収、立入検査等に関する事。

6 [略]

(環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第23条 [略]

2 [略]

3 資源循環推進課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

廃棄物対策担当課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 公共関与による廃棄物処理施設に関する事 (新たな公共関与による廃棄物処理施設の整備に係るものを除く。)。

[略]

4 [略]

5 県民くらしの安全課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

食の安全安心課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 食品衛生管理者、食鳥処理衛生管理者、調理師及び製菓衛生師の養成施設の指導に関する事。

(5)・(6) [略]

生活衛生担当課長専決事項

(1) 生活衛生関係営業者及び生活衛生同業組合等からの報告徴収並びにその事業所及び事務所の立入検査に関する事。

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

[略]

6 廃棄物特別対策室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

災害廃棄物対策課長専決事項

(1) 東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の処理に関すること。

7 [略]

(保健福祉部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第24条 保健福祉企画室の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

企画課長専決事項

(1)・(2) [略]

[略]

2 健康国保課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(5) [略]

(6) 登録販売者及び毒劇物取扱者に係る試験の実施に関すること。

(7)～(13) [略]

[略]

薬務担当課長専決事項

(1) [略]

(2) 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に係る捜査に関すること。

(3)～(5) [略]

[略]

3 地域福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(8) [略]

(9) 生活保護法に基づく指定医療機関及び指定介護機関の指導監督に関すること。

(10) [略]

(11) 生活困窮者の自立支援に関すること。

(12)・(13) [略]

(14) [略]

生活福祉担当課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 療養を行った者等及び戦傷病者等からの報告徴収等に関すること。

(5) [略]

(6) [略]

(7) 戦傷病者に係る診療内容及び診療報酬の審査並びに診療報酬の額の決定に関すること。

(8) [略]

(9) 戦没者の遺族等に対する特別弔慰金及び各種特別給付金の裁定に関すること。

(10) 戦傷病者の妻に対する特別給付金の裁定に関すること。

(11) [略]

(12) 戦傷病者に係る療養手当の支給、補装具の支給及び修理並びに葬祭費の支給に関すること。

(2) 理容師及び美容師の養成施設の指導に関すること。

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

[略]

6 廃棄物特別対策室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

廃棄物施設整備担当課長専決事項

(1) 新たな公共関与による廃棄物処理施設の整備に関すること。

7 [略]

(保健福祉部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第24条 保健福祉企画室の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

企画課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 社会福祉主事の養成機関及び講習会の指定並びにその設置者及び実施者に対する指導に関すること。

(4) 社会福祉士の養成施設の指定及び指導に関すること。

[略]

2 健康国保課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(5) [略]

(6) 登録販売者及び毒物劇物取扱責任者に係る試験の実施に関すること。

(7)～(13) [略]

[略]

薬務担当課長専決事項

(1) [略]

(2) 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚醒剤及び指定薬物に係る捜査に関すること。

(3)～(5) [略]

[略]

3 地域福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(8) [略]

(9) 生活保護法に基づく指定医療機関及び指定介護機関の指定及び指導監督に関すること。

(10) [略]

(11) 生活困窮者の自立支援に関すること (障がい保健福祉課の主管に属するものを除く。 )。

(12)・(13) [略]

(14) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に基づく指定医療機関の指定及びその行う療養についての指導に関すること。

(15) [略]

生活福祉担当課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) 戦傷病者特別援護法に基づく戦傷病者の援護に関すること (総括課長の専決事項とされているものを除く。 )。

(7) [略]

(8) 戦没者の遺族等に対する特別弔慰金及び各種特別給付金の裁定等に関すること。

(9) 戦傷病者の妻に対する特別給付金の裁定等に関すること。

(10) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

指導生担当課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 生活保護法に基づく指定医療機関及び指定介護機関の指定に関すること。

(6) [略]

4 長寿社会課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) [略]

(2) [略]

[略]

5 障がい保健福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

[略]

6 子ども子育て支援課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) 認定こども園の認定に関すること。

(7) [略]

[略]

少子化・子育て支援担当課長専決事項

(1) [略]

(2) 認定こども園に関すること（認定に係る事項を除く。）。

(3)～(9) [略]

(10) 指定養育医療機関及び指定療育機関の指定に関すること。

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

7 医療政策室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

指導生担当課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) [略]

4 長寿社会課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 介護福祉士の養成施設の指定及び指導に関すること。

(2) [略]

(3) [略]

[略]

5 障がい保健福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(6) [略]

(7) 身体障害者の更生援護の事業に従事する職員を養成する学校その他の施設及び知的障害者の福祉に関する事業に従事する職員を養成する学校その他の施設の指定に関すること。

(8) 精神保健福祉士の養成施設の指定及び指導に関すること。

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

[略]

6 子ども子育て支援課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 児童福祉司又は児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設及び講習会の指定並びにその設置者及び実施者に対する指導に関すること。

(2) [略]

(3) [略]

(4) 指定養育医療機関及び指定療育機関の指定に関すること。

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) 保育所の認可及び届出の受理に関すること。

(9) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び届出の受理に関すること。

(10) 幼保連携型認定こども園の設置に係る届出の受理及び認可に関すること。

(11) 幼保連携型認定こども園の改善命令に関すること。

(12) [略]

[略]

少子化・子育て支援担当課長専決事項

(1) [略]

(2) 認定こども園に関すること（認定、届出の受理及び認可に係る事項を除く。）。

(3)～(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

7 医療政策室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

医務課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) 准看護師養成所の指定に関する事。

(8) [略]

(9) [略]

(10) 准看護師養成所への指示に関する事。

(11) [略]

(12) [略]

地域医療推進課長専決事項

(1)～(4) [略]

[略]

(商工労働観光部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第25条 [略]

2 経営支援課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 下請企業の振興施策に関する事。

(5) 貸金業に関する事。

金融・商業まちづくり担当課長専決事項

(1) [略]

(2) [略]

3 ものづくり自動車産業振興課の分掌事務について、総括課長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) [略]

(2) 産業集積の促進に関する事。

(3) ものづくりに係る人材の育成に関する事。

(4) 中小企業の知的財産の活用等に係る支援に関する事。

自動車産業振興課長専決事項

(1)・(2) [略]

4・5 [略]

6 企業立地推進課の分掌事務について、総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) [略]

(2) 工業の立地条件整備のための調査及び企画に関する事。

(3)・(4) [略]

(5) 県土地開発公社の指導監督に関する事。

[略]

医務課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、臨床工学技士及び義肢装具士の養成施設の指定及び指導に関する事。

(6) 理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び言語聴覚士の養成施設の指定及び指導に関する事。

(7) [略]

(8) [略]

(9) はり師、きゅう師並びにはり師及びきゅう師の養成施設の認定及び指導並びに柔道整復師の養成施設の指定及び指導に関する事。

(10) 保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士の養成施設の指定及び指導に関する事。

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

地域医療推進課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 救急救命士の養成施設の指定及び指導に関する事。

[略]

(商工労働観光部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第25条 [略]

2 経営支援課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(3) [略]

新事業・団体支援担当課長専決事項

(1) 中小企業の経営並びに起業及び創業の支援に係る施策の実施に関する事（広域振興局の主管に属するものを除く。）。

(2) 下請企業の振興施策に関する事。

金融・商業まちづくり担当課長専決事項

(1) [略]

(2) 貸金業に関する事。

(3) [略]

3 ものづくり自動車産業振興課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) [略]

(2) 産業集積の促進施策に関する事。

(3) ものづくりに係る人材の育成施策に関する事。

ものづくり産業振興担当課長専決事項

(1) ものづくり産業の振興施策の実施に関する事。

(2) 産業集積の促進施策の実施に関する事。

(3) ものづくりに係る人材の育成施策の実施に関する事。

(4) 中小企業の知的財産の活用等に係る支援に関する事。

自動車産業振興課長専決事項

(1)・(2) [略]

4・5 [略]

6 企業立地推進課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) [略]

(2) 工業の立地条件整備のための企画に関する事。

(3)・(4) [略]

企業立地推進担当課長専決事項

7 [略]

(農林水産部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第26条 [略]

2 [略]

3 流通課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

流通改善担当課長専決事項

(1) 農林水産物の流通改善及び消費の宣伝に関すること。

(2) [略]

(3) 米穀の需給見通しに関すること。

4・5 [略]

6 農村計画課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

企画調査担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

[略]

7 [略]

8 農産園芸課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

水田農業課長専決事項

(1) [略]

(2) 水稲の生産振興に関すること。

(3)・(4) [略]

[略]

9～11 [略]

12 森林保全課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 森林における開発行為の許可に関すること。

(5)～(8) [略]

[略]

13 [略]

14 漁港漁村課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

漁港担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

[略]

15 [略]

(1) 企業誘致の推進施策の実施に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)。

(2) 工業の立地条件整備のための調査に関すること。

7 [略]

(農林水産部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第26条 [略]

2 [略]

3 流通課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

流通改善担当課長専決事項

(1) 農林水産物の流通改善及び消費の宣伝に関すること (県産米戦略室の主管に属するものを除く。)。

(2) [略]

4・5 [略]

6 農村計画課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 農業及び農村の活性化の施策に関すること。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

企画調査課長専決事項

(1)・(2) [略]

[略]

7 [略]

8 農産園芸課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

水田農業課長専決事項

(1) [略]

(2) 麦及び大豆の生産振興に関すること。

(3)・(4) [略]

[略]

9～11 [略]

12 森林保全課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 森林における開発行為の許可及び同意に関すること。

(5)～(8) [略]

[略]

13 [略]

14 漁港漁村課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

漁港課長専決事項

(1)・(2) [略]

[略]

15 [略]

16 県産米戦略室の分掌事務について、室長及び県産米戦略監の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) 水稲の生産振興に係る施策に関すること。

(2) 米の販売推進に係る施策に関すること。

県産米戦略監専決事項

(1) 水稲の生産振興に係る施策の実施に関すること。

(2) 米の販売推進に係る施策の実施に関すること。

(3) 米の流通改善及び消費の宣伝に関すること。

(県土整備部の室長、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決事項)

第27条 [略]

2～5 [略]

6 砂防災課の分掌事務について、総括課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

特命課長専決事項

(1) [略]

7 [略]

8 下水環境課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 下水道法(昭和33年法律第79号)の規定による公共下水道の事業の認可に関すること。

[略]

9 建築住宅課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 宅地建物取引主任者資格試験の実施及び指定試験機関への委任に関すること。

(5) 宅地建物取引主任者講習の指定に関すること。

(6)～(23) [略]

住宅課長専決事項

(1)～(6) [略]

(7) 宅地建物取引主任者資格の登録に関すること。

(8) [略]

[略]

10・11 [略]

(復興局の総括課長及び担当課長の専決事項)

第27条の2 復興推進課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

[略]

2～4 [略]

(国体・障がい者スポーツ大会局の局長、副局長、総括課長及び担当課長の専決事項)

第27条の3 総務課の分掌事務について、局長、副局長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

局長専決事項

(1) 第71回国民体育大会(以下「国体」という。)及び第16回全国障害者スポーツ大会(以下「障害者スポーツ大会」という。)の開催準備の総合的な企画に関すること。

副局長専決事項

(1) 国体及び障害者スポーツ大会の開催準備の総合的な調整に関すること。

総括課長専決事項

(1) [略]

(2) 国体及び障害者スポーツ大会の県民運動に関すること。

企画広報担当課長専決事項

(1) [略]

2 施設課の分掌事務について、総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(4) 米穀の需給見直しに関すること。

(県土整備部の室長、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決事項)

第27条 [略]

2～5 [略]

6 砂防災課の分掌事務について、総括課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

特命課長専決事項

(1) [略]

(2) 土砂災害警戒区域の指定の推進に関すること。

7 [略]

8 下水環境課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 下水道法(昭和33年法律第79号)の規定による公共下水道の事業の協議に関すること。

[略]

9 建築住宅課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 宅地建物取引士資格試験の実施及び指定試験機関への委任に関すること。

(5) 宅地建物取引士講習の指定に関すること。

(6)～(23) [略]

住宅課長専決事項

(1)～(6) [略]

(7) 宅地建物取引士資格の登録に関すること。

(8) [略]

[略]

10・11 [略]

(復興局の総括課長及び担当課長の専決事項)

第27条の2 復興推進課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 県土地開発公社の指導監督に関すること。

[略]

2～4 [略]

(国体・障がい者スポーツ大会局の局長、副局長、総括課長、特命参事及び担当課長の専決事項)

第27条の3 総務課の分掌事務について、局長、副局長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

局長専決事項

(1) 第71回国民体育大会(以下「国体」という。)及び第16回全国障害者スポーツ大会(以下「障害者スポーツ大会」という。)の総合的な企画に関すること。

副局長専決事項

(1) 国体及び障害者スポーツ大会の総合的な調整に関すること。

総括課長専決事項

(1) 国体及び障害者スポーツ大会の企画及び調整に関すること(他課の主管に属するものを除く。)

(2) [略]

(3) 国体及び障害者スポーツ大会の県民運動の企画に関すること。

管理担当課長専決事項

(1) 国体及び障害者スポーツ大会の特別接伴に係る関係機関との連絡調整に関すること。

企画広報担当課長専決事項

(1) [略]

県民運動担当課長専決事項

(1) 国体及び障害者スポーツ大会の県民運動の実施に関すること。

2 施設課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりと



総括課長専決事項

- (1) [略]
- (2) 国体及び障害者スポーツ大会の式典会場の管理に関すること。
- (3) 国体及び障害者スポーツ大会に係る輸送及び交通に関すること。
- (4) 国体及び障害者スポーツ大会に係る宿泊及び衛生、医療及び救護並びに警備及び消防に関すること。

3 競技式典課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 国体の競技運営に関すること。
- (2) 国体及び障害者スポーツ大会の式典に関すること。

[略]

4 障がい者スポーツ大会課の分掌事務について、総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 障害者スポーツ大会の開催準備に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (2) 障害者スポーツ大会の競技運営に関すること。

(室長等共通専決事項)

第32条 前条の規定にかかわらず、広域振興局の部又は行政センターに置く室の長、経営企画部企画推進課長、土木部の調整課長、ダム管理事務所長及びダム建設事務所長、盛岡広域振興局の経営企画部産業振興課長及び林務部林業振興課長、県南広域振興局の総務部総務課長及び農政部農政調整課長、沿岸広域振興局の農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹、農林調整課長、岩泉林務出張所長、水産部の水産調整課長、土木部の副部長及び土木センター副所長並びに県北広域振興局農政部農政調整課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(12) [略]

2 前条第2項の規定にかかわらず、広域振興局長に委任された事務のうち次の表の左欄に定める広域振興局の職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第1において同じ。）にある者が専決できる事項は、別表第1に掲げるとおりとする。

[略]	
センターに置く室の長等	経営企画部地域振興センターの県税室長及び管理主幹、農政部又は農林部の農林振興センターの農村整備室長及び林務室長並びに沿岸広域振興局土木部土木センターの副所長及びダム建設事務所長

3 [略]

(土木部長等専決事項)

第38条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、盛岡広域振興局土木部の管理用地室長にあつては同表5の項、6の項、14の項、16の項、17の項及び20の項に掲げる事項を、道路河川室長にあつては同表1の項、2の項及び4の項に掲げる事項を、建築住宅室長にあつては同表1の項、2の項、4の項及び25の項に掲げる事項を、広域振興局の土木部のダム管理事務所長及びダム建設事務所長並びに土木部土木センターダム建設事務所長にあつては同表1の項から6の項までに掲げる事項（ダム管理事務所長にあつてはダム事業に、ダム建設事務所長にあ

する。

総括課長専決事項

- (1) [略]
- (2) 国体及び障害者スポーツ大会の式典会場に関すること。
- (3) 国体及び障害者スポーツ大会に係る警備及び消防の企画に関すること。
- (4) 国体及び障害者スポーツ大会に係る輸送及び交通、宿泊及び衛生並びに医療及び救護の企画に関すること。

施設調整担当課長専決事項

- (1) 国体の競技施設の整備に関すること。
- (2) 国体及び障害者スポーツ大会の式典会場の施設整備及び管理に関すること。
- (3) 国体及び障害者スポーツ大会に係る警備及び消防の実施に関すること。

輸送・宿泊担当課長専決事項

- (1) 国体及び障害者スポーツ大会に係る輸送及び交通の実施に関すること。
- (2) 国体及び障害者スポーツ大会に係る宿泊及び衛生の実施に関すること。
- (3) 国体及び障害者スポーツ大会に係る医療及び救護の実施に関すること。

3 競技式典課の分掌事務について、総括課長、特命参事及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 国体の競技運営の企画に関すること。
- (2) 国体及び障害者スポーツ大会の式典の企画に関すること。

特命参事専決事項

- (1) 県教育委員会、市町村教育委員会及び県立学校との連絡調整に関すること。

競技担当課長専決事項

- (1) 国体（冬季大会を除く。）の競技運営の実施に関すること。

式典担当課長専決事項

- (1) 国体及び障害者スポーツ大会の式典の実施に関すること。

[略]

4 障がい者スポーツ大会課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 障害者スポーツ大会の大会運営に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (2) 障害者スポーツ大会の競技運営の企画に関すること。

大会競技担当課長専決事項

- (1) 障害者スポーツ大会の競技運営の実施に関すること。

(室長等共通専決事項)

第32条 前条の規定にかかわらず、広域振興局の部又は行政センターに置く室の長、経営企画部企画推進課長、土木部の調整課長、ダム管理事務所長、ダム建設事務所長及び土木センター整備事務所長、盛岡広域振興局の経営企画部産業振興課長及び林務部林業振興課長、県南広域振興局の総務部総務課長及び農政部農政調整課長、沿岸広域振興局の農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹、農林調整課長、岩泉林務出張所長、水産部の水産調整課長、土木部の副部長及び土木センター副所長並びに県北広域振興局農政部農政調整課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(12) [略]

2 前条第2項の規定にかかわらず、広域振興局長に委任された事務のうち次の表の左欄に定める広域振興局の職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第1において同じ。）にある者が専決できる事項は、別表第1に掲げるとおりとする。

[略]	
センターに置く室の長等	経営企画部地域振興センターの県税室長及び管理主幹、農政部又は農林部の農林振興センターの農村整備室長及び林務室長並びに沿岸広域振興局土木部土木センターの副所長及び整備事務所長

3 [略]

(土木部長等専決事項)

第38条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、盛岡広域振興局土木部の管理用地室長にあつては同項の表5の項、6の項、14の項、16の項、17の項及び20の項に掲げる事項を、道路河川室長にあつては同表1の項、2の項及び4の項に掲げる事項を、建築住宅室長にあつては同表1の項、2の項、4の項及び25の項に掲げる事項を、広域振興局の土木部のダム管理事務所長及びダム建設事務所長並びに土木部土木センター整備事務所長にあつては同表1の項から6の項までに掲げる事項（ダム管理事務所長にあつてはダム事業に、ダム建設事務所長にあ

ってはダム建設事業に係るものに限る。)を専決することができる。

3 [略]

4 広域振興局長に委任された事務のうち広域振興局の土木部のダム管理事務所長及びダム建設事務所長並びに土木部土木センターダム建設事務所の専決できる事項は、別表第9に掲げるとおりとする。

5 [略]

(部長等指定職員専決事項)

第40条 広域振興局の部長、行政センターの所長、部若しくは行政センターに置く室の長、土木部のダム管理事務所長若しくはダム建設事務所長又は岩泉林務出張所長(以下この条において「部長等」という。)が指定する職員は、次に掲げる事項及び前条第1項各号及び第2項各号に掲げる事項のうち軽易又は定例的な事項で部長等があらかじめ指定したものを専決することができる。

(1)~(3) [略]

(県民生活センター所長専決事項)

第44条 県民生活センター所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)の規定による指示、措置要求、報告徴収、立入調査及び質問聴取に関すること。

(4)~(9) [略]

別表第2 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び経営企画部長等専決事項(第5条、第30条、第33条関係)

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長等	センターに置く室の長等	
[略]							
20 商工会議所法(昭和28年法律第143号)の施行に関する事務	[略] 第46条第2項	定款変更の認可	[略]				[略]
[略]		[略]					[略]

[略]

別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項(第5条、第30条、第35条関係)

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	
[略]							
2 砂利採取法(昭和43年法律第74号)の施行に関する事務(土木部)	[略] 第36条第3項	[略]					[略]
[略]		[略]					[略]

ってはダム建設事業に、土木センター整備事務所長にあつては別に定める分掌事務に係る事業に係るものに限る。)を専決することができる。

3 [略]

4 広域振興局長に委任された事務のうち広域振興局の土木部のダム管理事務所長及びダム建設事務所長並びに土木部土木センター整備事務所長の専決できる事項は、別表第9に掲げるとおりとする。

5 [略]

(部長等指定職員専決事項)

第40条 広域振興局の部長、行政センターの所長、部若しくは行政センターに置く室の長、土木部のダム管理事務所長若しくはダム建設事務所長、土木部土木センター整備事務所長又は岩泉林務出張所長(以下この条において「部長等」という。)が指定する職員は、次に掲げる事項及び前条第1項各号及び第2項各号に掲げる事項のうち軽易又は定例的な事項で部長等があらかじめ指定したものを専決することができる。

(1)~(3) [略]

(県民生活センター所長専決事項)

第44条 県民生活センター所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)の規定による資料の提出要求、措置命令、報告徴収、立入調査及び質問聴取に関すること。

(4)~(9) [略]

別表第2 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び経営企画部長等専決事項(第5条、第30条、第33条関係)

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長等	センターに置く室の長等	
[略]							
20 商工会議所法(昭和28年法律第143号)の施行に関する事務	[略] 第46条第5項	定款変更の届出の受理	[略]				[略]
[略]		[略]					[略]

[略]

別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項(第5条、第30条、第35条関係)

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	
[略]							
2 砂利採取法(昭和43年法律第74号)の施行に関する事務(土木部)	[略] 第36条第4項	[略]					[略]
[略]		[略]					[略]

及び土木部  
土木センタ  
ーに係るも  
のを除く。  
)

[略]

11 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン回収破壊法」という。）の施行に関する事務	第9条第1項、第10条第2項（第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第12条第1項	[略]
	第11条（第12条第2項において準用する場合を含む。）	[略]
	第13条第1項及び第15条第1項	[略]
	第13条第2項において準用する第10条	[略]
	第13条第2項において準用する第11条	[略]
	第14条	[略]
	第16条	[略]
	第17条第1項及び同条第2項において準用する第11条第2項	[略]
	第20条の2第4項及び第22条第3項	[略]
	第23条	[略]
	第24条	[略]
	第43条	[略]
	第44条第1項	立入検査 [略]

12 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）の施行に関する事務	第3条第1項及び第3項	[略]
	第3条第2項	[略]
	第3条第4項、第4条第1項、第12条第1項から第3項まで、第16条第1項から第3項まで及び第20条第6項	[略]
	第3条第5項	[略]

[略]

31 [略]	[略]
--------	-----

及び土木部  
土木センタ  
ーに係るも  
のを除く。  
)

[略]

11 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン排出抑制法」という。）の施行に関する事務	第17条	指導及び助言	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	第18条	勧告等及び命令	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	第27条第1項、第28条第2項（第30条第2項において準用する場合を含む。）及び第30条第1項	[略]		
	第29条（第30条第2項において準用する場合を含む。）	[略]		
	第31条第1項及び第33条第1項	[略]		
	第31条第2項において準用する第28条	[略]		
	第31条第2項において準用する第29条	[略]		
	第32条	[略]		
	第34条	[略]		
	第35条第1項及び同条第2項において準用する第29条第2項	[略]		
	第45条第4項及び第47条第3項	[略]		
	第48条	[略]		
	第49条	[略]		
	第91条	[略]		
	第92条第1項	立入検査又は収去 [略]		

12 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）の施行に関する事務	第3条第1項及び第4項	[略]
	第3条第3項	[略]
	第3条第5項、第4条第1項、第12条第1項から第3項まで、第16条第1項から第3項まで及び第20条第6項	[略]
	第3条第6項	[略]

[略]

31 [略]	[略]			
31の2 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エ	第7条第4項（第8条第4項において準用する場合を含む。）	農山漁村再生可能エネルギー法第7条第4項第9号の行為に係る設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>



第111条	[略]	
51 [略]	[略]	
[略]	[略]	
59 児童福祉法の施行に 関する事務	[略]	[略]
	第21条の5の19第1項及び第2項、 第21条の5の25第2項第1号、第3項及び第4項（第	[略]

法第111条	[略]			
50の2 指定 居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第74号）の施行に関する事務	第102条第4項及び第119条第4項	届出の受理	○	○ センター所長 にあつては、花巻保健福祉環境センター所長及び一関保健福祉環境センター所長を除く。
50の3 特別 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成27年岩手県条例第25号）附則第6項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例による改正前の指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第78号）の施行に関する事務	第100条第3項	届出の受理	○	○ センター所長 にあつては、花巻保健福祉環境センター所長及び一関保健福祉環境センター所長を除く。
51 [略]	[略]			
[略]	[略]			
59 児童福祉法の施行に 関する事務	[略]	[略]	[略]	[略]
	第21条の5の19第1項及び第2項、 第21条の5の25第2項第1号、第3項及び第4項（第	[略]	[略]	[略]

24条の19の2において準用する場合を含む。)、第24条の13、第24条の14、第24条の38第2項第1号、第3項及び第4項、第30条第1項及び第2項、第34条の3第3項及び第4項、第35条第3項及び第6項並びに第59条の2第1項及び第2項

[略]

第21条の5の21第1項、第21条の5の26第1項(第24条の19の2において準用する場合を含む。)、第24条の15第1項、第24条の39第1項、第34条の5第1項及び第46条第1項

[略]

第35条第7項 [略]

[略]

第59条第1項	無届出保育施設又は無認可保育施設(認可を取り消された保育所を含む。)に係る報告の徴収及び立入検査	[略]
---------	--	-----

[略]

[略]

67 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)の施行に関する事務	第7条第1項	[略]	[略]
	第8条第1項	[略]	
	第8条第2項	[略]	

24条の19の2において準用する場合を含む。)、第24条の13、第24条の14、第24条の38第2項第1号、第3項及び第4項、第30条第1項及び第2項、第34条の3第3項及び第4項、第34条の18、第35条第3項及び第11項並びに第59条の2第1項及び第2項

[略]

第21条の5の21第1項、第21条の5の26第1項(第24条の19の2において準用する場合を含む。)、第24条の15第1項、第24条の39第1項、第34条の5第1項、第34条の18の2第1項及び第46条第1項

[略]

第35条第12項 [略]

[略]

第59条第1項	無届出保育施設等又は無認可保育施設等(認可を取り消されたものを含む。)に係る報告の徴収及び立入検査	[略]
---------	---	-----

[略]

[略]

67 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)の施行に関する事務	第19条第1項	報告の徴収及び立入検査等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	[略]
	第29条第1項	[略]			
	第30条第1項	[略]			
	第30条第2項	[略]			

67の2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法	第15条第2項	届出の受理	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	センター所長にあっては、花巻保健福祉環境センター所長及び一関保健福祉環境センター所長を除く。
---------------------------------------	---------	-------	-----------------------	-----------------------	--



						長
[略]						
7	森林法（ 昭和26年法 律第249号 ）の施行に 関する事務	[略]	第10条の6第4項 において準用する 第10条の5第7項	[略]		[略]
8	[略]	[略]				
9	[略]	[略]				
[略]						

備考 広域振興局長に委任された事務のうち、広域振興局の副局長及び林務部長等の専決できる事項は、「専決権者」欄のそれぞれ該当する欄に○印のあるものとする。この場合において、別に定めるもののほか、広域振興局の副局長、部長の専決できる事項は当該広域振興局の所管区域のうち農林振興センターの所管区域を除く区域及び2以上の農林振興センターの所管区域に係るもの、センター所長及びセンターに置く室の長の専決できる事項は当該センターの所管区域に係るものに係るものに限るものとする。

別表第7 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、水産部長等及び水産振興センター所長専決事項（第5条、第30条、第37条関係）

事務	条項	内容	専決権者		備考
			副局長	センター所長	
[略]					
8	[略]	[略]			
9	[略]	[略]			

						長
[略]						
7	森林法（ 昭和26年法 律第249号 ）の施行に 関する事務	[略]	第10条の6第4項 において準用する 第10条の5第9項	[略]		[略]
8	[略]	[略]				
8の2	農山漁村再生可能エネルギー法の施行に関する事務	第7条第4項（第8条第4項において準用する場合を含む。）	農山漁村再生可能エネルギー法第7条第4項第4号の行為（開発面積が10ヘクタール未満のものに限る。）又は同項第5号の行為に係る設備整備計画の同意及び変更の同意	○	○	○
9	[略]	[略]				
[略]						

備考 広域振興局長に委任された事務のうち、広域振興局の副局長及び林務部長等の専決できる事項は、「専決権者」欄のそれぞれ該当する欄に○印のあるものとする。この場合において、別に定めるもののほか、広域振興局の副局長、部長の専決できる事項は当該広域振興局の所管区域のうち農林振興センターの所管区域を除く区域及び2以上の農林振興センターの所管区域に係るもの、センター所長及びセンターに置く室の長の専決できる事項は当該センターの所管区域に係るものに限るものとする。

別表第7 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、水産部長等及び水産振興センター所長専決事項（第5条、第30条、第37条関係）

事務	条項	内容	専決権者			備考
			副局長	部長	センター所長	
[略]						
8	[略]	[略]				
8の2	農山漁村再生可能エネルギー法の施行に関する事務	第7条第4項（第8条第4項において準用する場合を含む。）	農山漁村再生可能エネルギー法第7条第4項第6号の行為で次に掲げるものに係る設備整備計画の同意及び変更の同意	○	○	
9	[略]	[略]				



[略]

備考 広域振興局長に委任された事務のうち、広域振興局の副局長及び水産部長等の専決できる事項は、「専決権者」欄のそれぞれ該当する欄に○印のあるものとする。  
この場合において、別に定めるもののほか、広域振興局の副局長、部長の専決できる事項は当該広域振興局の所管区域のうち水産振興センターの所管区域を除く区域及び2以上の水産振興センターの所管区域に係るもの、センター所長の専決できる事項は当該センターの所管区域に係るものに係るものに限るものとする。

別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項（第5条、第30条、第38条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	
[略]							
10 道路法の施行に関する事務	[略]	[略]					
	第22条第1項	[略]					
	第24条	[略]					
	[略]	[略]					
[略]							
13 [略]	[略]	[略]					
13の2 災害対策基本法の施行に関する事務	第76条の6第1項	指定道路区間の指定及び車両の占有者等に対する措置命令		○		○	
	第76条の6第2項	指定道路区間の周知		○		○	
	第76条の6第3項	車両の移動等の措置の実施		○	○	○	
	第76条の6第4項	土地の一時使用等		○	○	○	
	第76条の7	市町村に対する指示		○		○	
14 [略]	[略]	[略]					
[略]							
20 河川法の施行に関する事務	第26条第1項	工作物の新築等の許可。ただし、次に掲げる工作物に係る許可を除く。 (1)・(2) [略] (3) 河川法施行令第45条第5号に規定する工	[略]				
	[略]	[略]	[略]				

[略]

備考 広域振興局長に委任された事務のうち、広域振興局の副局長及び水産部長等の専決できる事項は、「専決権者」欄のそれぞれ該当する欄に○印のあるものとする。  
この場合において、別に定めるもののほか、広域振興局の副局長、部長の専決できる事項は当該広域振興局の所管区域のうち水産振興センターの所管区域を除く区域及び2以上の水産振興センターの所管区域に係るもの、センター所長の専決できる事項は当該センターの所管区域に係るものに係るものに限るものとする。

別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項（第5条、第30条、第38条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	
[略]							
10 道路法の施行に関する事務	[略]	[略]					
	第22条第1項	[略]					
	第22条の2	維持修繕協定の締結		○		○	
	第24条	[略]					
[略]							
13 [略]	[略]	[略]					
13の2 災害対策基本法の施行に関する事務	第76条の6第1項	指定道路区間の指定及び車両の占有者等に対する措置命令		○		○	
	第76条の6第2項	指定道路区間の周知		○		○	
	第76条の6第3項	車両の移動等の措置の実施		○	○	○	
	第76条の6第4項	土地の一時使用等		○	○	○	
	第76条の7	市町村に対する指示		○		○	
14 [略]	[略]	[略]					
[略]							
20 河川法の施行に関する事務	第26条第1項	工作物の新築等の許可。ただし、次に掲げる工作物に係る許可を除く。 (1)・(2) [略] (3) 河川法施行令(昭和40年政令第14号)第	[略]				
	[略]	[略]	[略]				

		作物 (4)～(6) [略]			
	[略]				
22 砂利採取法の施行に関する事務	[略]				
	第34条第3項	[略]			
	第36条第3項	[略]			
	[略]				
28 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の施行に関する事務	[略]				
	第9条第1項	[略]			
	第13条	[略]			
	第14条	[略]			
	第15条第2項（第16条第4項において準用する場合を含む。）	[略]			
	第16条第1項及び第3項	[略]			
	第17条	[略]			
	第19条	[略]			
	第20条	[略]			
	第21条第1項	[略]			
	第22条	[略]			
	第25条第1項	[略]			
	[略]				
40 景観法の施行に関する事務	[略]				
	[略]				
51 マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号）の施行に関する事務	第11条第1項から第3項まで	[略]			[略]
	第12条第1項	設立の認可	[略]		
	[略]				
	第102条第3項及び第4項	協議及び通知の受理		○ ○ ○	

		45条第5号に規定する工作物 (4)～(6) [略]			
	[略]				
22 砂利採取法の施行に関する事務	[略]				
	第34条第4項	[略]			
	第36条第4項	[略]			
	[略]				
28 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の施行に関する事務	[略]				
	第10条第1項	[略]			
	第14条	[略]			
	第15条（第17条第4項において準用する場合を含む。）	[略]			
	第16条第2項（第17条第4項において準用する場合を含む。）	[略]			
	第17条第1項及び第3項	[略]			
	第18条	[略]			
	第20条	[略]			
	第21条	[略]			
	第22条第1項	[略]			
	第23条	[略]			
	第26条第1項	[略]			
	[略]				
40 景観法（平成16年法律第110号）の施行に関する事務	[略]				
	[略]				
51 マンションの建替え等の円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号）の施行に関する事務	第11条第1項から第3項まで（第34条第2項において準用する場合を含む。）	[略]			[略]
	第12条（第34条第2項において準用する場合を含む。）	設立等の認可	[略]		
	[略]				
	第102条第2項	除却の必要性に係る認定		○ ○ ○	
	第104条	指導及び助言、指示並びに公表		○ ○ ○	
	第110条（第111条第2項において準用する場合を含む。）	買受計画の認定及び変更の認定		○ ○ ○	
	第112条	届出の受理		○ ○ ○	
	第114条	報告の徴収、		○ ○ ○	

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

[略]									
64 高齢者、 障害者等の 移動等の円 滑化の促進 に関する法 律（平成18 年法律第91 号）の施行 に関する事 務	[略]	第17条第3項（第 18条第2項におい て準用する場合を 含む。）	計画の認定等	[略]					
		第17条第5項（第 18条第2項におい て準用する場合を 含む。）	[略]						
		第18条第1項	計画の変更の 認定		○	○	○	1 部長にあつて は、盛岡広域振 興局土木部長を 除く。 2 部に置く室の 室長にあつては 、盛岡広域振興 局土木部建築住 宅室長に限る。 3 センター所長 にあつては、岩 手土木センター 所長及び千厩土 木センター所長 を除く。	
		第21条	[略]	[略]					
		[略]							
		[略]							
[略]									

[略]

別表第9 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る土木部ダム管理事務所長等専決事項  
(第5条、第31条、第39条関係)

事務	条項	内容	備考
1 [略]	[略]		
2 河川法の施 行に関する事 務（広域振興 局土木部ダム 管理事務所及 びダム建設事 務所並びに広 域振興局土木 部土木センタ	第23条	次に掲げる流水の占 用の許可（更新の場 合に限る。） （1） 最大出力が 200キロワット未 満の発電のための 流水の占有 （2）～（5） [略]	[略]

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

[略]									
64 高齢者、 障害者等の 移動等の円 滑化の促進 に関する法 律（平成18 年法律第91 号）の施行 に関する事 務	[略]	第17条第3項（第 18条第2項におい て準用する場合を 含む。）	計画の認定及 び変更の認定	[略]					
		第17条第5項（第 18条第2項におい て準用する場合を 含む。）	[略]						
		第21条	[略]	[略]					
		[略]							
		[略]							
[略]									

[略]

別表第9 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る土木部ダム管理事務所長等専決事項  
(第5条、第31条、第38条関係)

事務	条項	内容	備考
1 [略]	[略]		
2 河川法の施 行に関する事 務（広域振興 局土木部ダム 管理事務所及 びダム建設事 務所並びに広 域振興局土木 部土木センタ	第23条	次に掲げる流水の占 用の許可（更新の場 合に限る。） （1） 最大出力が 200キロワット未 満の発電のための 流水の占有 （2）～（5） [略]	[略]

一ダム建設事務所が管理する区域（以下「管理区域」という。）に係るものに限る。）	[略]
3 [略]	[略]
4 砂利採取法の施行に関する事務（管理区域に係るものに限る。）	[略]
	第34条第3項 [略]
	[略]
[略]	

一整備事務所が管理する区域（以下「管理区域」という。）に係るものに限る。）	[略]
3 [略]	[略]
4 砂利採取法の施行に関する事務（管理区域に係るものに限る。）	[略]
	第34条第4項 [略]
	[略]
[略]	

別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容	
保健所長	[略]			
	6 [略]	[略]		
	7 [略]	[略]		
	[略]			
	41 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関する事務	[略]	[略]	
		第17条	[略]	
		[略]		
		第19条及び第20条（第26条において準用する場合を含む。）	[略]	
		第21条（第26条において準用する場合を含む。）	[略]	
		第22条（第26条において準用する場合を含む。）	[略]	
		[略]		
		第27条	汚染された場所の消毒の命令等	
		第28条	[略]	
		第29条	[略]	
第30条	[略]			
第31条	[略]			
第32条	[略]			
第33条	[略]			
第35条第1項	[略]			

区分	事務	条項	内容	
保健所長	[略]			
	6 [略]	[略]		
	6の2 食品表示法（平成25年法律第70号）の施行に関する事務	第6条第1項及び第3項	指示	
		第6条第5項	命令	
		第6条第8項	命令	
		第8条第1項	報告の徴収及び物件の提出要求並びに立入検査、質問及び収去	
		第12条第1項及び第2項	申出の受付	
	第12条第3項	調査及び措置		
	7 [略]	[略]		
	[略]			
	41 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関する事務	[略]	[略]	
		第17条及び第45条	[略]	
		[略]		
		第19条及び第20条（第26条において準用する場合を含む。）並びに第46条	[略]	
第21条（第26条において準用する場合を含む。）及び第47条		[略]		
第22条（第26条において準用する場合を含む。）及び第48条		[略]		
[略]				
第27条及び第50条第1項		汚染された場所等の消毒の命令		
第28条及び第50条第1項		[略]		
第29条及び第50条第1項		[略]		
第30条及び第50条第1項	[略]			
第31条及び第50条第1項	[略]			
第32条及び第50条第1項	[略]			
第33条及び第50条第1項	[略]			
第35条第1項及び第	[略]			

		第36条	[略]
		[略]	
		第43条第1項	[略]
[略]			

		50条第1項	
		第36条(第50条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)	[略]
		[略]	
		第43条第1項	[略]
		第44条の3第1項及び第2項並びに第50条の2第1項及び第2項	報告の徴収及び協力要請
		第44条の3第4項及び第5項(第50条の2第4項において準用する場合を含む。)	食事の提供等及び実費の徴収
		第51条第1項及び第52条第1項	厚生労働大臣への通報等
		第53条の10	届出の通知
[略]			

別表第15 広域振興局以外の出先機関のうち農林水産部に属する出先機関の長委任事項(第6条関係)

区分	事務	条項	内容
[略]			
岩手県内水面水産技術センター 所長	1 岩手県漁業調整規則の施行に関する事務	第51条第2項	申請書の提出
	2 岩手県内水面漁業調整規則の施行に関する事務	第34条第2項	申請書の提出
	3 受託研究及び共同研究に関する事務	[略]	
[略]			

別表第15 広域振興局以外の出先機関のうち農林水産部に属する出先機関の長委任事項(第6条関係)

区分	事務	条項	内容
[略]			
岩手県内水面水産技術センター 所長			
	受託研究及び共同研究に関する事務	[略]	
[略]			

2 別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項(第5条、第30条、第38条関係)

事務	条項	内容	専決権者			備考
			副局長	部長	センター所長	
[略]						
54 建築基準法の施行に関する事務	第6条の2第10項	[略]				[略]
	第6条の2第11項	[略]				
	[略]					
	第7条の6第1項及び第18条第22項	建築物又は建築物の部分についての仮使用の承認	[略]			
[略]						
[略]						

別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項(第5条、第30条、第38条関係)

事務	条項	内容	専決権者			備考
			副局長	部長	センター所長	
[略]						
54 建築基準法の施行に関する事務	第6条の2第5項	[略]				[略]
	第6条の2第6項	[略]				
	[略]					
	第7条の6第1項及び第18条第24項	建築物又は建築物の部分についての仮使用に係る認定	[略]			
[略]						
[略]						

		第12条第7項	[略]	
		[略]		
	[略]			
55の2 建築 基準法施行 条例（平成 12年岩手県 条例第37号 ）の施行に 関する事務	第18条	手数料（建築 基準法施行条 例第11条第3 項に規定する 手数料を除く 。）の免除	[略]	
	[略]			
	[略]			

		第12条第8項	[略]	
		[略]		
	[略]			
55の2 建築 基準法施行 条例（平成 12年岩手県 条例第37号 ）の施行に 関する事務	第18条	手数料の免除	[略]	
	[略]			
	[略]			

  

3	別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項（第5条、第30条、第38条関係）	別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項（第5条、第30条、第38条関係）																																																																																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務</th> <th rowspan="2">条項</th> <th rowspan="2">内容</th> <th colspan="4">専決権者</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>副局長</th> <th>部長</th> <th>部に置く室の長</th> <th>センター所長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>57 建築士法 （昭和25年 法律第202 号）の施行 に関する事 務</td> <td>[略]</td> <td>第23条の4（第23条の5第2項において準用する場合を含む。）</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第23条の5第1項、第23条の6及び第23条の7</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第23条の5第2項において準用する第23条の3第1項</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務	条項	内容	専決権者				備考	副局長	部長	部に置く室の長	センター所長									57 建築士法 （昭和25年 法律第202 号）の施行 に関する事 務	[略]	第23条の4（第23条の5第2項において準用する場合を含む。）	[略]				[略]			第23条の5第1項、第23条の6及び第23条の7	[略]							第23条の5第2項において準用する第23条の3第1項	[略]							[略]							[略]								[略]							<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務</th> <th rowspan="2">条項</th> <th rowspan="2">内容</th> <th colspan="4">専決権者</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>副局長</th> <th>部長</th> <th>部に置く室の長</th> <th>センター所長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>57 建築士法 （昭和25年 法律第202 号）の施行 に関する事 務</td> <td>[略]</td> <td>第23条の4（第23条の5第3項において準用する場合を含む。）</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第23条の5第1項及び第2項、第23条の6並びに第23条の7</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第23条の5第3項において準用する第23条の3第1項</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務	条項	内容	専決権者				備考	副局長	部長	部に置く室の長	センター所長									57 建築士法 （昭和25年 法律第202 号）の施行 に関する事 務	[略]	第23条の4（第23条の5第3項において準用する場合を含む。）	[略]				[略]			第23条の5第1項及び第2項、第23条の6並びに第23条の7	[略]							第23条の5第3項において準用する第23条の3第1項	[略]							[略]							[略]								[略]						
事務	条項				内容	専決権者				備考																																																																																																																																
		副局長	部長	部に置く室の長		センター所長																																																																																																																																				
57 建築士法 （昭和25年 法律第202 号）の施行 に関する事 務	[略]	第23条の4（第23条の5第2項において準用する場合を含む。）	[略]				[略]																																																																																																																																			
		第23条の5第1項、第23条の6及び第23条の7	[略]																																																																																																																																							
		第23条の5第2項において準用する第23条の3第1項	[略]																																																																																																																																							
		[略]																																																																																																																																								
	[略]																																																																																																																																									
	[略]																																																																																																																																									
事務	条項	内容	専決権者				備考																																																																																																																																			
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長																																																																																																																																				
57 建築士法 （昭和25年 法律第202 号）の施行 に関する事 務	[略]	第23条の4（第23条の5第3項において準用する場合を含む。）	[略]				[略]																																																																																																																																			
		第23条の5第1項及び第2項、第23条の6並びに第23条の7	[略]																																																																																																																																							
		第23条の5第3項において準用する第23条の3第1項	[略]																																																																																																																																							
		[略]																																																																																																																																								
	[略]																																																																																																																																									
	[略]																																																																																																																																									

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は同年6月1日から、表3の項の改正部分は同月25日から施行する。